

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

（市町村名：城陽市）

タイトル	介護給付適正化事業の実施
------	--------------

現状と課題

市内居宅介護支援事業所について、全事業所が法令遵守や利用者本位の立場でのケアプラン作成を達成できるよう図っていく必要がある。また、ケアマネジャーとしての知識や経験は事業所ごと、職員ごとに違いがあるため、市民がどの事業所を選択しても同じ支援を受けることができるように指導する必要がある。

第9期における具体的な取組

毎年4事業所程度、事業所の運営指導（実地指導）と併せてケアプラン点検を実施し、ケアプランが法令を遵守し利用者本位の立場で作成されているかを確認する。不足している事項や誤りがあった場合は指導を行い、質の向上や知識の充足を行う。実施に際しては、係長以上の職員1名ほか複数名の職員が出席している。

また、市内居宅介護支援事業所全てを参集のうえ行う集団指導を年1回実施している。

目標（事業内容、指標等）

市内居宅介護支援事業所について、6年に1度を目途に運営指導（実地指導）及びケアプラン点検を実施している。実施に際しては、事業所の運営状況に対する評価や、ケース毎に採点を行い、結果を事業所にフィードバックする形式にて行っている。

年に1度、事業所が一堂に会する集団指導を実施し、運営上の留意点や制度改正に関すること等を説明している。

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

ケアプラン点検では1件ごとに採点をしており、点数の合計に応じて「優秀」「良」「もう少し頑張れ」等の評価を行っている。

取組と目標に対する自己評価シート（実績評価）

（市町村名：城陽市）

年度	令和7年度
----	-------

実施内容	
<p>毎年4事業所程度、事業所の運営指導（実地指導）と併せてケアプラン点検を実施し、ケアプランが法令を遵守し利用者本位の立場で作成されているかを確認し、不足している事項や誤りがあった場合は指導を行い、質の向上や知識の充足を行っている。令和7年度は、計画どおり4事業所（介護予防支援1事業所、居宅介護支援3事業所）の運営指導を行った。実施体制は、係長級以上の職員1名と担当職員の2名体制である。また、併設する介護サービス事業所がある場合は、京都府とも合同にて運営指導を実施している。</p> <p>また、全事業所を参集のうえ行う集団指導を年1回実施しており、令和4年度は資料配布での実施としていたが、令和5年度以降は計画どおり参集形式にて実施している。</p>	
自己評価結果	
<p>上記実施内容の取り組みに加え、必要な情報を適宜事業所宛に発信することにより、市内居宅介護支援事業所のスキルアップを図ることにより、サービスの質の確保を行うことができた。また、ここ数年は、集団指導の資料に運営指導にて評価した項目や指摘した事項等を、事業所名を伏せて掲載しており、自分事に置き換えての自主点検を行うことでの資質向上の仕掛けに取り組んでいる。</p>	
課題と対応策	
<p>市内居宅介護支援事業所について、第8期計画期間中において、令和3年度は、1事業所が従業員の体調不良及び人員不足にて休止となった。令和4年度は、2事業所が新規開設、1事業所が事業継続困難のために廃止となった。令和5年度は、1事業所が新規開設、法人の市外移転に伴い1事業所が廃止、前述の休止中の事業所も事業再開困難のため廃止となり、令和6年度末で実質稼働しているのは17事業所となった。</p> <p>第9期計画に入り、令和7年度に1事業所の新規開設があり、令和8年度も4月1日付けで1事業所の新規開設があり、市内事業所数は19となった。今後も、需要を精査し、供給体制の確保に努める。市内居宅介護支援事業所にはベテランの職員が多く、若い世代のケアマネジャーが少なく見受けられるため、若い人材の確保や育成の検討が必要。</p> <p>市内居宅介護支援事業所については、自主組織として「城陽市介護支援専門員連絡会議」を構成されており、年3回程度の研修会及び情報交換を行っている。市もオブザーバーとして参画しており、会場支援や講師派遣、企画立案に際しての助言等を行っている。連絡会への支援を通じて、しいてはケアマネの資質向上に努める。</p>	